

もう後ろ倒しにはできない最低賃金 1500 円

ー最低生計費試算調査の結果から見てくることー

2026 年 7 月 10 日 国民春闘共闘委員会・全国労働組合総連合

○近年、最低賃金はすべての都道府県で 1,000 円を超え、全国加重平均額は 1,121 円となった。しかし、長期化する物価高騰を踏まえれば、依然として十分な水準とは到底いえない。石破前政権下で閣議決定された「2020 年代のうちに全国平均 1,500 円」の目標は、期限を示した点では一定の意義があった。一方、高市政権はこの目標を「2030 年代前半まで」と大幅に先送りしようとしている。景気対策、物価高対策を求める国民の声を無視してまで目標を後退させることが果たして正当化できるのか。全国労働組合総連合（全労連）とその地域組織が 2015 年より取り組んできた最低生計費試算調査の結果からみても、目標の後退は容認できない。

○全労連とその地域組織は、最低生計費試算調査に取り組んできた。現在では 30 以上の都道府県での調査の実施に至っている。本調査は調査手法として生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」を採用している。なお、1960 年代にマーケット・バスケット方式は、生活保護基準の算定方式として採用されていた。

○具体的には、主に各単産の労働者を対象に二つのアンケート調査を実施し、積み上げの指標としている。「生活実態調査」では、昼食の摂り方、外食や飲み会の費用、日常の買い物先、日帰り行楽や 1 泊以上の旅行の回数や費用、結婚式・葬式や忘新年会・歓送迎会などの交際費、自動車・バイクの必要性などを尋ねている。「持ち物財調査」では、家電・家具・寝具・日用雑貨・被服・履物など、ふだん使いしている計 300 以上の品目をリストアップして、これらの所有の有無および数量を尋ねている。さらに、対象の市で「価格調査」を実施し、所有が認められた品目の最低価格、標準価格などを確認した。これらの結果をもとに、政府の統計資料なども利用しながら、あるべき普通の生活に必要な費用（＝最低生計費）を科学的に算定した。

○あるべき普通の生活では、けっして生命維持に必要な衣食住だけではなく、栄養のバランスや快適な住環境などの「健康」要素や、人間の尊厳が保たれ、その人にとって生きがいとなるような「文化的」要素も想定している。

○本調査では、これまでにのべ 6 万人以上のデータを集めている。そのうち、10～30 代で一人暮らしをしている若者のデータは約 5300 人（これから結果公表分を合わせれば約 6000 人）分である。

○2022 年以降の物価高は食費や水道光熱費などでとくに顕著で、われわれの生活に大きな影響を及ぼしている。生計費の変動が大きいため、2025、2026 年に調査を実施あるいは結果のアップデートを行った地域をクローズアップする。

○宮崎県で若者が普通に一人で生活するためには、女性＝月額 285,871 円、男性＝月額 284,182 円（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると約 340 万円となる。

○群馬県で若者が普通に一人で生活するためには、女性＝月額 276,294 円、男性＝月額 277,596 円（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると約 330 万円となる。

○栃木県で若者が普通に一人で生活するためには、女性＝月額 285,095 円、男性＝月額 283,784 円（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると約 340 万円となる。

○東京都北区で若者が普通に一人で生活するためには、女性＝月額 278,820 円、男性＝月額 288,664 円（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると約 340 万円となる。

○最低生計費試算で想定した「普通の生活」とは、以下のような内容である。

- ・冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、区内の量販店で最低価格帯でそろえる。
- ・1 か月の食費は、女性＝約 42,000～50,000 円、男性＝約 50,000～63,000 円。昼食はコンビニなどでお弁当やパンを購入する日と弁当持参の日が混合している。月に 2 回、同僚や友人と飲み会・会食行っている（1 回当たりの費用＝4,000 円）。
- ・1～2 か月に 1 回は日帰り行楽に行くほか、月に 2 回、恋人や友人たちと郊外のショッピングモールに行って、映画・ショッピングを楽しむ（1 回 2,000 円で月に 4,000 円）。1 泊以上の旅行は年に 2～3 回で、その費用は年間で 6～10 万円ほど。サブスクリプションに加入して月額 2,000 円。

○都市部の東京都は家賃が 58,000 円で突出しているものの、交通費は約 6000 円に抑えられている。いっぽう、地方部の宮崎県、栃木県、群馬県では家賃は 40,000 円前後であるが、自家用車を所有するために自動車関係費が約 30,000～32,000 円となっている。つまり、**住居費と交通費がトレードオフの関係にある**。そして、他の支出項目はあまり変わらないため、**トータルとしての最低生計費は全国どこでもほとんど同水準にある**といつてよい。

○試算の月額＝約 28 万円を、賃金収入で得ようとする、**時給換算で約 1,600 円**（中央最低賃金審議会で用いる労働時間＝月 173.8 時間で除した場合）が必要になる。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月 150 労働時間）すれば、**時給換算で約 1,800 円**となる。最低生計費試算調査の結果は、最賃 1,500 円のエビデンスとなっていたが、近年の試算結果をふまれば、**いますぐ 1,500 円を実現し、1,800 円、2,000 円がめざされるべきである**。先進諸国の状況を鑑みれば、**2,000 円水準の目標**が掲げられたとしてもおかしくはない。

○最低賃金の低い地域ほど、普通の生活が遠い存在になっていることを意味する。普通の生活がより手近になる**都市へ人口が流入**するのは当然のことである。現行の地域別最低賃金は 47 都道府県でバラバラに定められていて地方経済を苦しめている。最高額の東京都（1,226 円）と最低額の高知県、宮崎県、沖縄県（以上、1,023 円）には大きな格差が存在するが、**トータルとしての最低生計費は全国どこでもほとんど同水準にある**ことを明らかにした最低生計費試算調査は、全国一律最賃制のエビデンスにもなっている。地方経済を再生するためには、最賃を変えなければならない。

○30 年間にわたって賃金が下がり続けるなかで、社会が壊れかけている。8 時間働けば普通に生活できる＝働きが報われる社会を取り戻さなければならない。若者世代にとって家族形成が遠い存在になっている。調査の過程で目の当たりにしたのは、一人暮らしの若者が少ないことである。生活費を節約するために若者は親元にいて独立しない（できない）のだ。家族形成を現実的なものにするこそが、最も有効な少子化対策である。

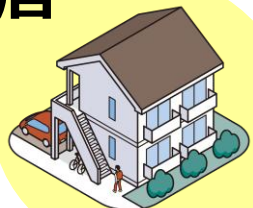
○かつては、「最低賃金を引き上げれば雇用が減る」が経済学の定説であった。しかし、近年の急ピッチの引き上げによって失業が増加したという話は聞かない。いま必要なのは、最低賃金を引き上げたら価格に転嫁できるように、中小企業に実効的な支援を行うことである。労働者の賃上げ→消費者の購買力の向上→企業業績の改善→さらなる賃上げの好循環を生み出すのは最低賃金である。

以上

各県で初試算

若者がふつうに生活するために必要な賃金は？

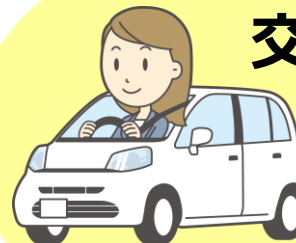
住居



食費



車など
交通費



教養
娯楽



生活
必需品



衣服



税金・
社保料



設定モデル
25歳 単身世帯

どこでも

ひとり暮らしをするには 月額28万円は必要

	東京 Aランク	栃木 Bランク	群馬 Bランク	宮崎 Cランク
食 費	63,750	47,803	50,631	53,258
被服・履物	8,062	5,888	8,252	7,808
教養・娯楽	29,338	26,856	25,116	26,633
交通費	5,927	30,542	30,092	32,549
月 額	28万8,664円	28万3,784円	27万7,596円	28万4,182円
時 間 額 (月150時間換算)	1,924円	1,892円	1,851円	1,895円

どこでも

ひとり暮らしをするには 月額28万円は必要

東京

栃木・群馬・宮崎

北区・ 5.8万円

家賃1K



宇都宮市・ 4万円
前橋市・ 3.8万円
宮崎市・ 4万円

弁当800円

平日昼食



弁当700円

電車・バス

通勤は定期



交通費



軽自動車

5~7万km・7年落ち

人間らしい生活のためには

時給1900円水準は必要



労働時間 月150時間

=人間らしい生活と両立できる
労働時間

男性：時給1,851円

女性：時給1,842円

時間あたり
約800円不足

労働時間 月173.8時間

=フルタイムで有給休暇、
祝祭日も働く労働時間

男性：時給1,597円

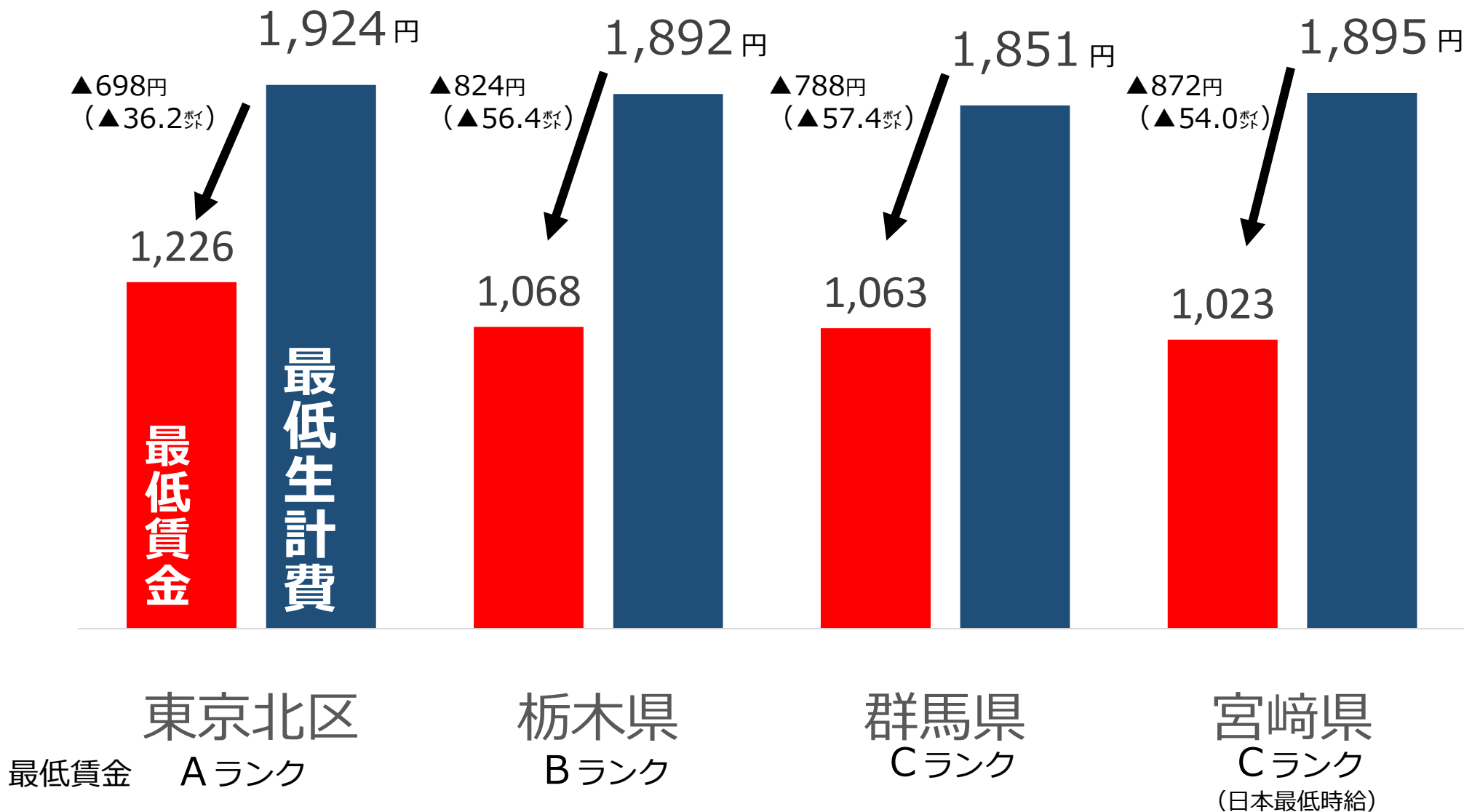
女性：時給1,590円

時間あたり
500円以上不足

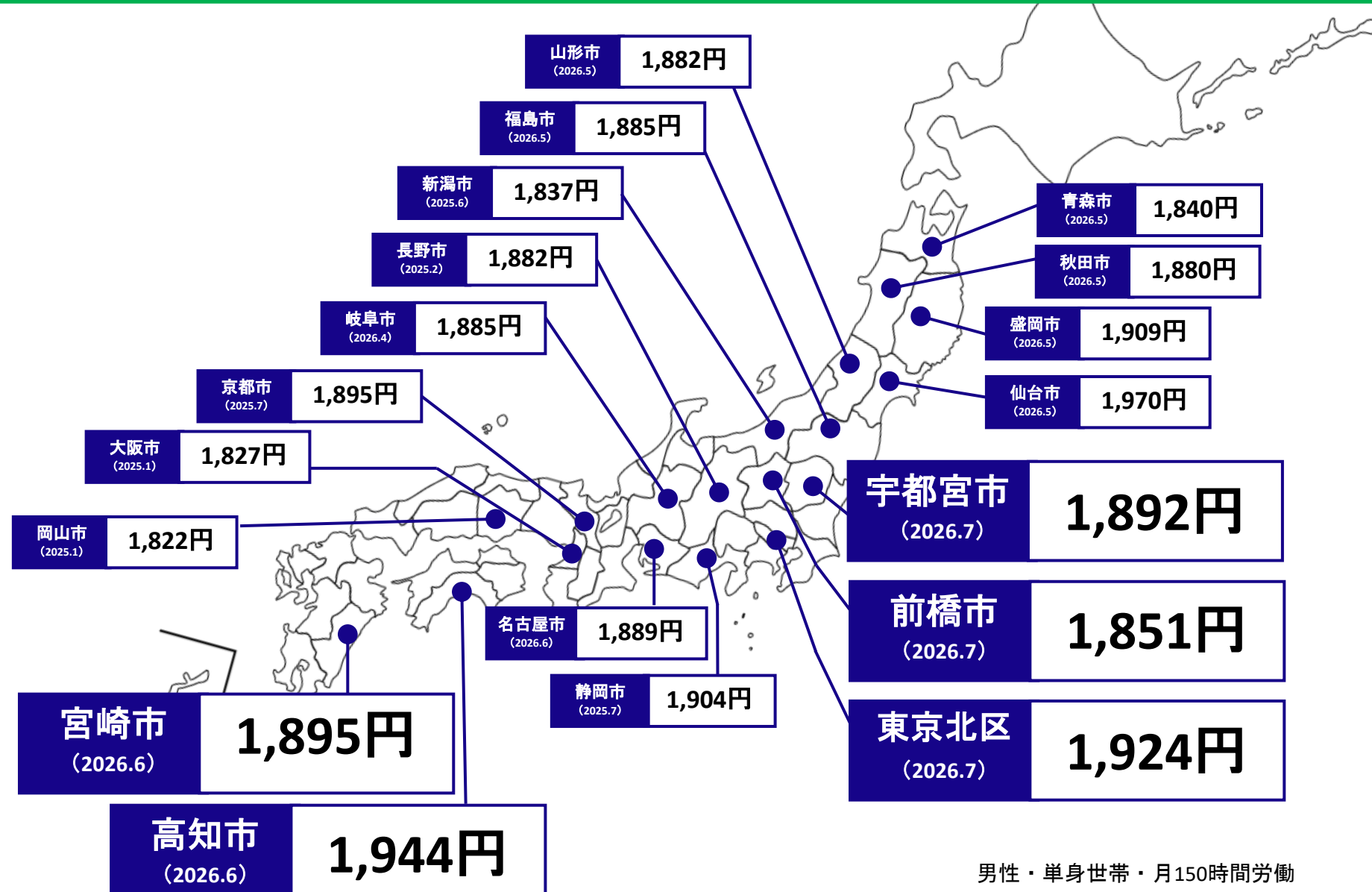
群馬県の最賃額

1,063円

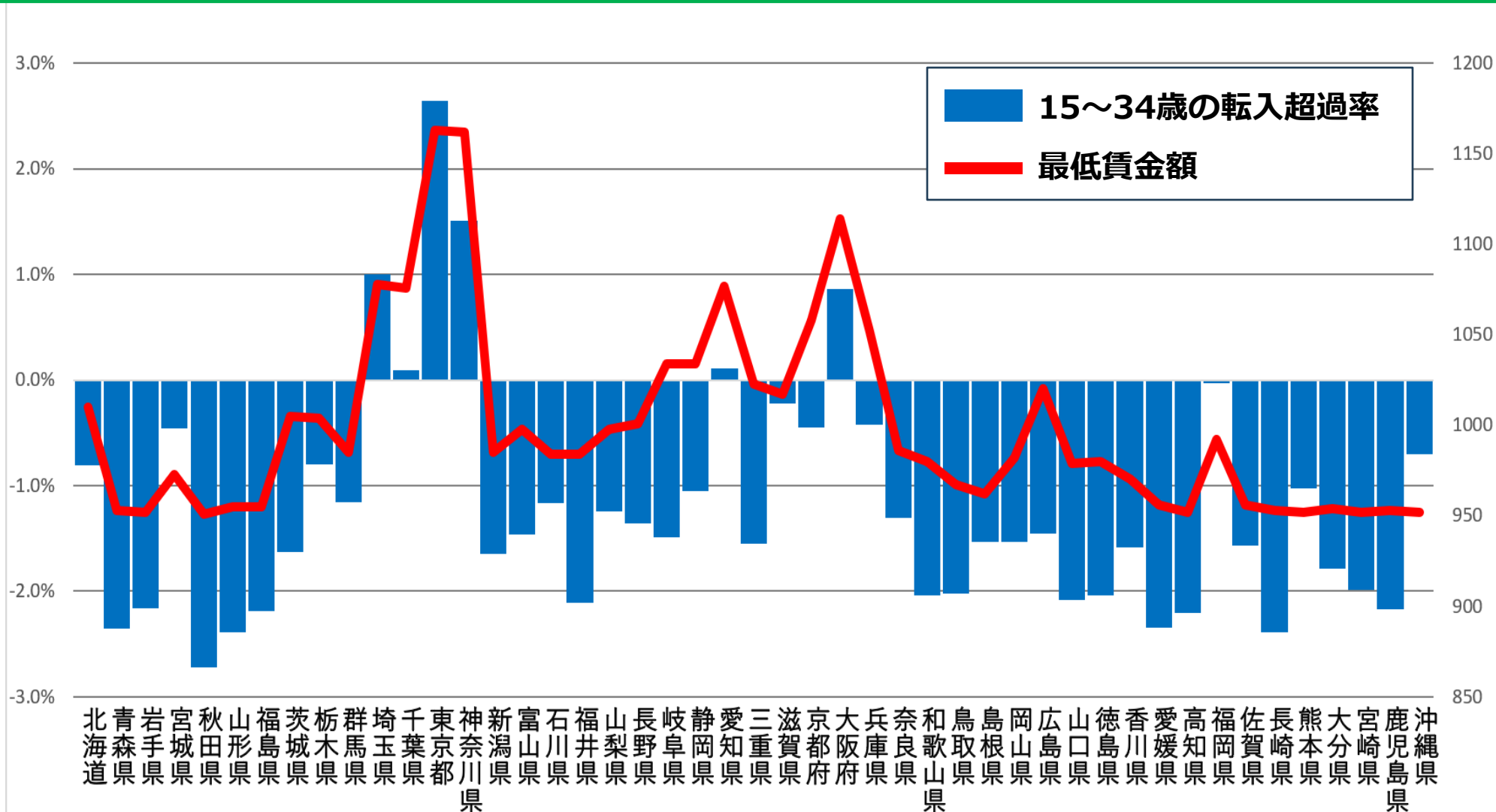
必要な生計費と最低賃金の差



全国どこでも1,800~1,900円必要

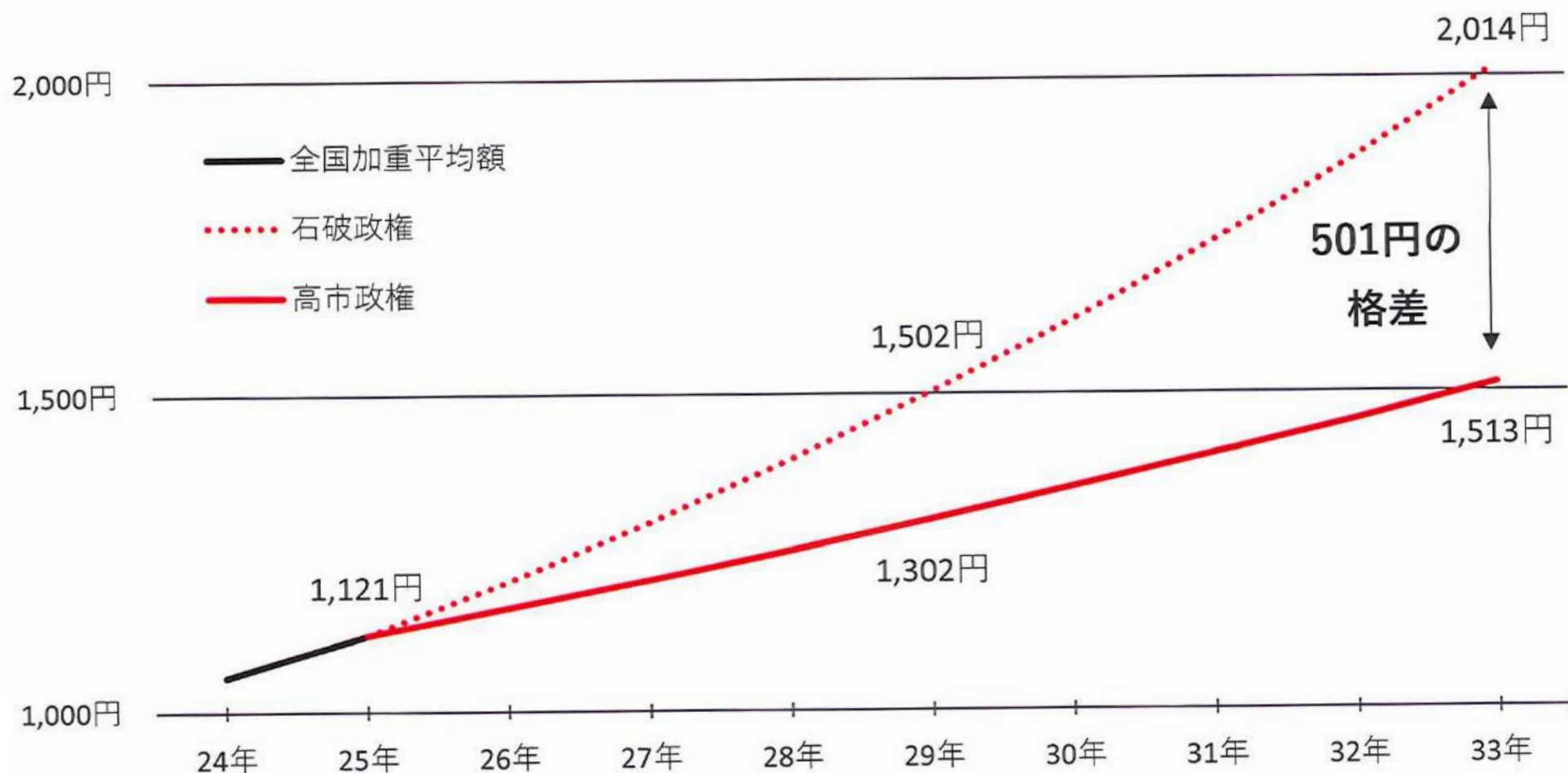


最賃の格差が地方の衰退につながる



資料：総務省統計局「令和7年住民基本台帳人口移動報告」、「令和7年10月1日現在人口推計」よりプロジェクトチーム作成

最低賃金1500円への達成シミュレーション



※石破政権：2020年代達成に向け年率7.6%引き上げで試算

※高市政権：23・24年度の労働生産性向上率平均（3.82%）をもとに試算

最低賃金マップ^o 2025年10月以降改定

全国平均 1,121円 (加重)

前年比 66円増 (6.3%増)

最高額 東京 1,226円

最低額 宮崎、高知、沖縄1,023円

▼地域間格差は、昨年より9円縮小 203円 16.6%差

▼39道府県 (83.0%) が中央最低賃金審議会の目安上回る

※24年改定 27の57.4%、23年改定 24の51.1%

▼大幅な発効日の先送りが急増

秋田3/31、群馬3/1

半年間、地域間格差は

275円に拡大(22.4%差)

▼すべての地方で1000円超え

2025年地域別最低賃金マップ

発効月

10月 緑

11月 青

12月 黒

2026年1月 茶

2026年3月 赤

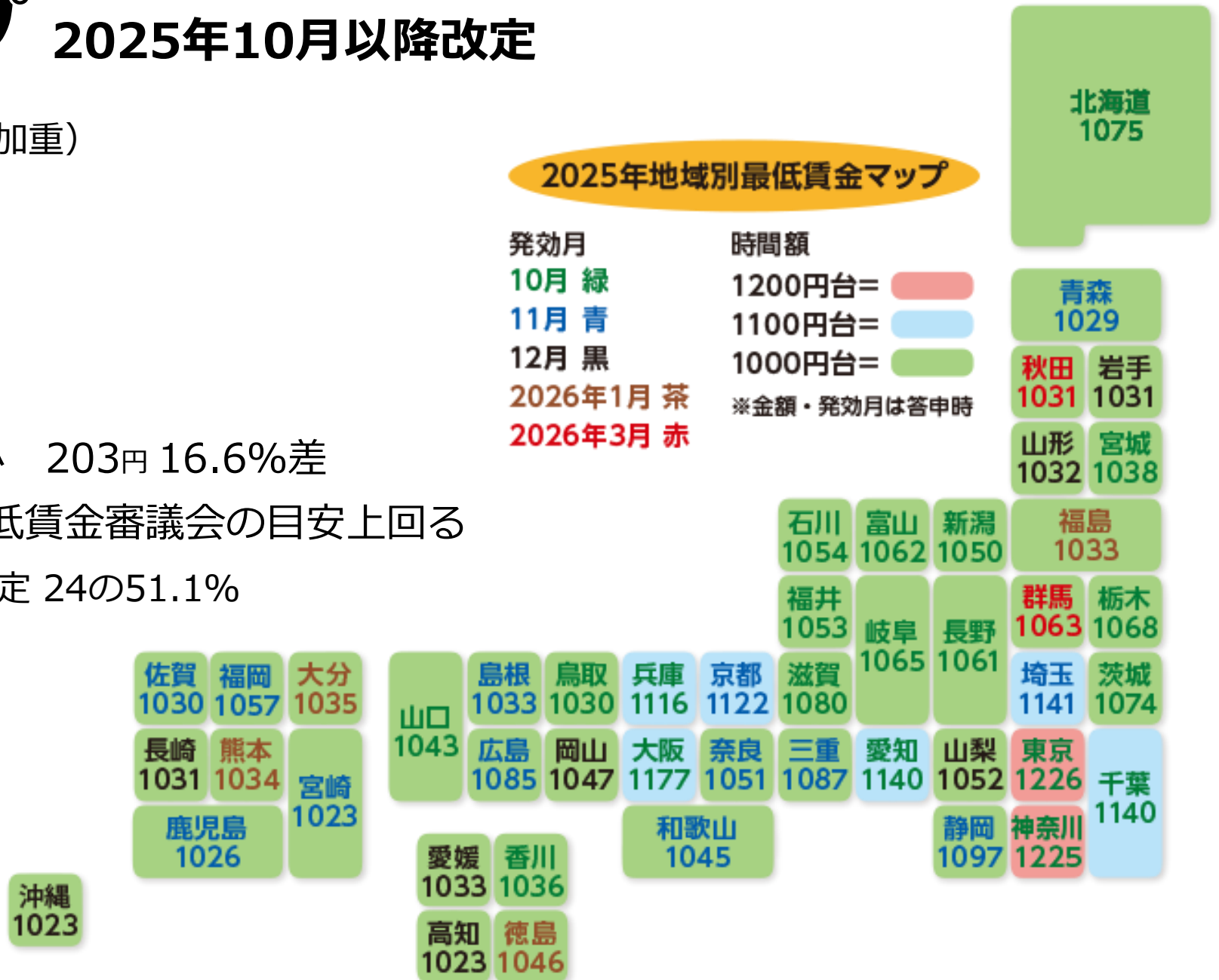
時間額

1200円台=

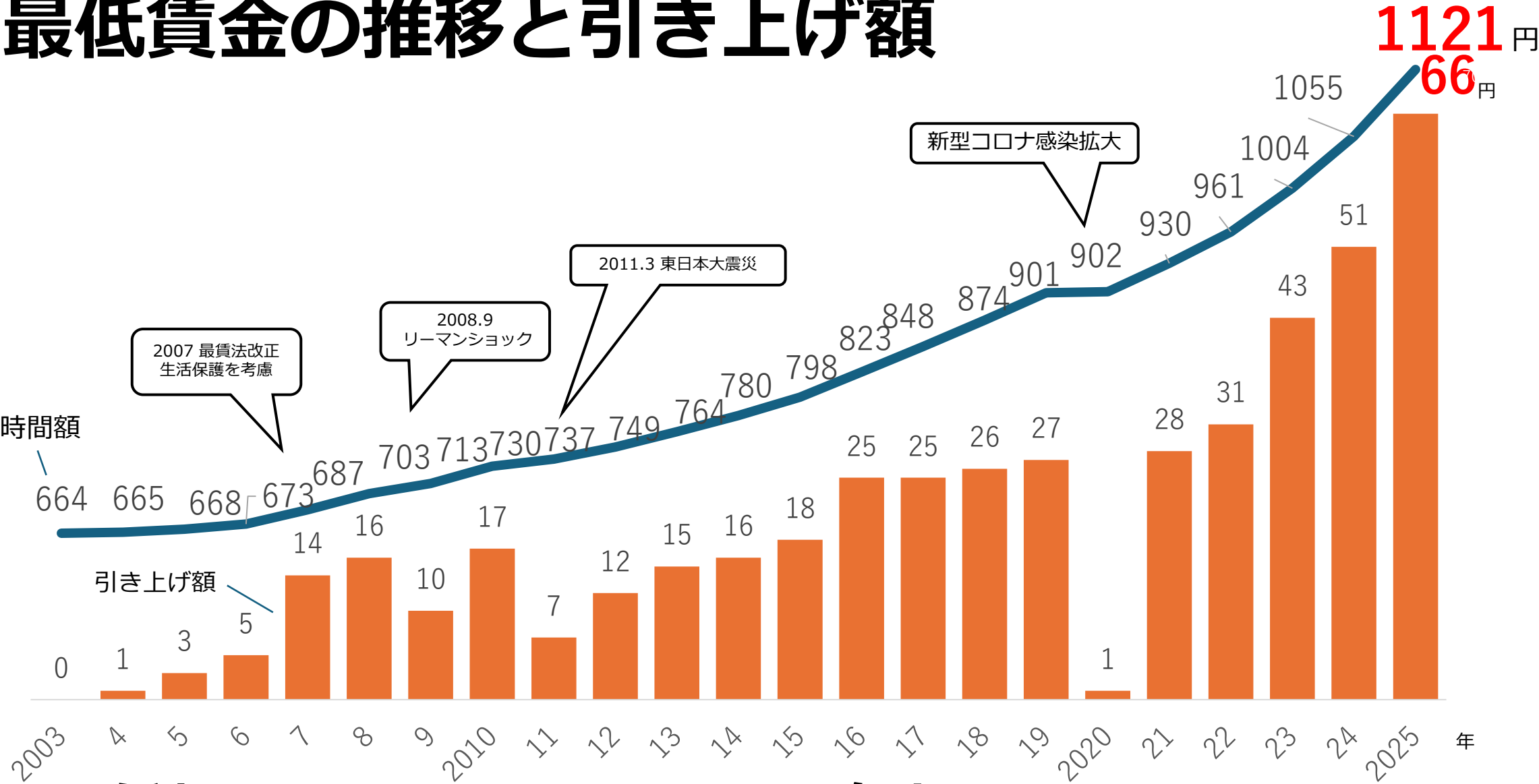
1100円台=

1000円台=

※金額・発効月は答申時



最低賃金の推移と引き上げ額



最低額では月 1 5 万3450円、年収 1 8 4 万1400円

最低賃金の国際比較

2026年6月時点

単位：円

3,500

3,000

2,500

2,000

1,500

1,000

500

2,655

2,887

2,656

2,214

2,590

1,117

1,023

米ワシントン州

オーストラリア

イギリス

フランス

ドイツ

韓国

日本

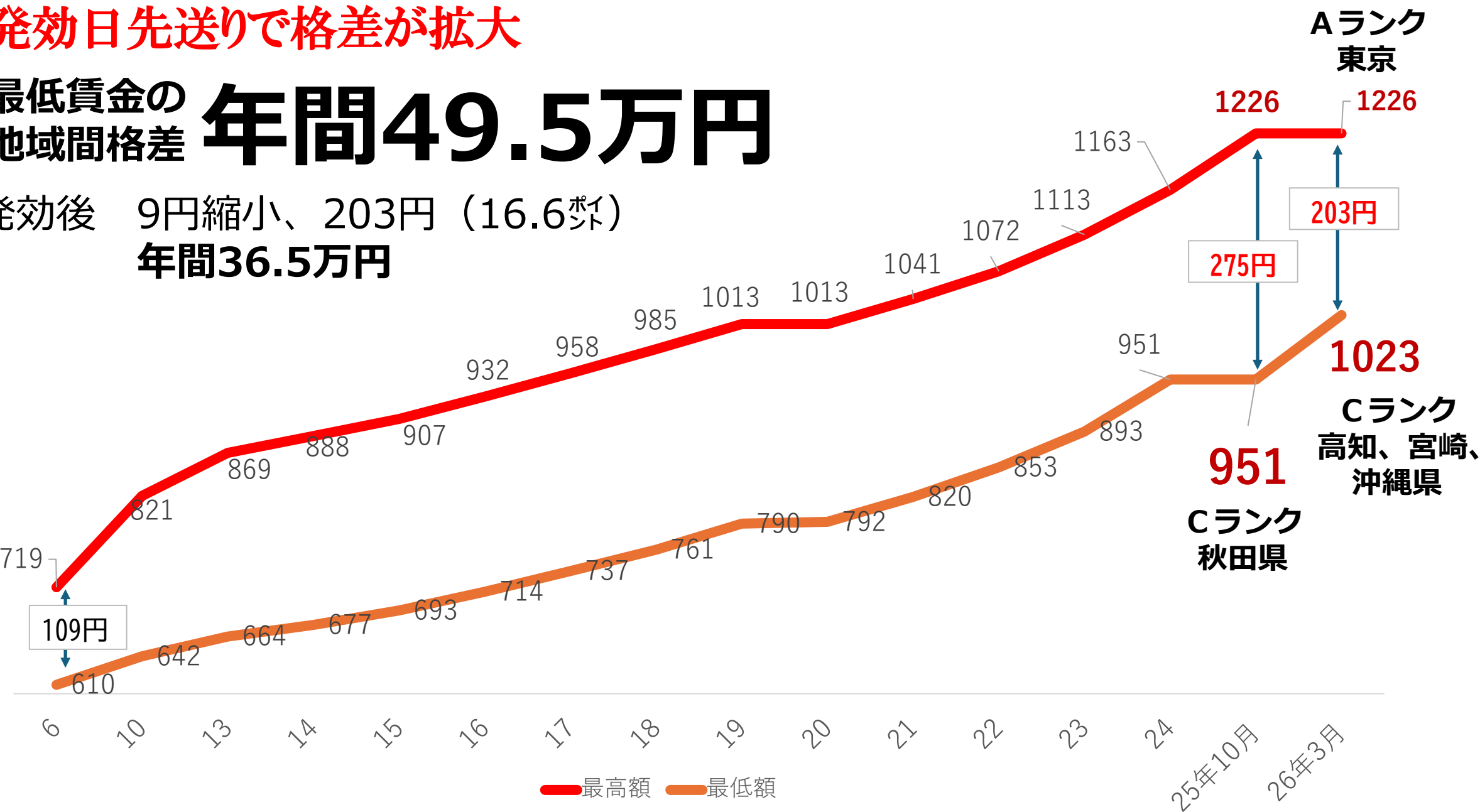
(最低額)

2026年6月時点、全労連調べ。各国通貨最低賃金額を2026年5月平均の為替レートで換算。オーストラリアは2026年7月から適用。

発効日先送りで格差が拡大

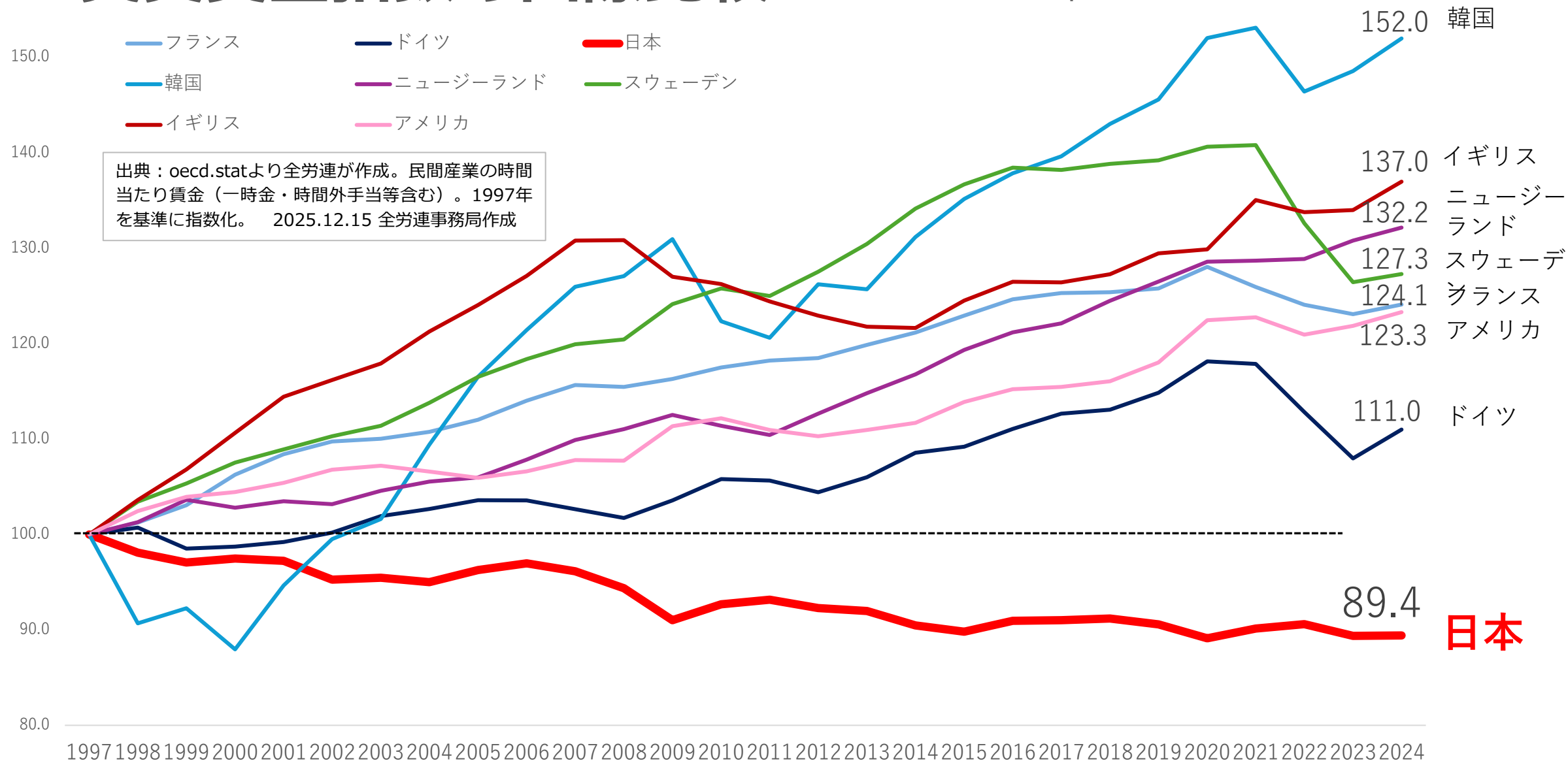
最低賃金の地域間格差 年間49.5万円

発効後 9円縮小、203円（16.6%）
年間36.5万円



実質賃金指数の国際比較

OECD 1997年=100



中央最低賃金審議会 御中

最低賃金法第9条の「労働者の生計費」を把握するため最低生計費試算調査の活用を求める意見書

2026年6月25日

全国労働組合総連合（全労連）

議長 秋山 正臣

東京都文京区湯島 2-4-4 4階

電話:03-5842-5611 FAX:03-5842-5620

最低賃金法第9条第2項は、最低賃金の決定にあたり、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」を総合的に考慮することを定めています。

しかし、中央最低賃金審議会の目安審議では、物価や賃金動向、企業の支払能力に関するデータは多数活用されている一方で、「労働者の生計費」を具体的かつ客観的に把握するための資料は不十分であると考えます。

最低賃金制度は、労働者の健康で文化的な生活を保障するための最低規制であり、その水準を検討するうえで、実際に生活するために必要な費用を把握することは不可欠です。

最低賃金法が「労働者の生計費」を考慮要素として明記している以上、国および厚生労働省は、最低賃金審議に活用できる客観的かつ継続的な生計費調査結果を審議資料として示すべきです。しかし現時点では、最低賃金審議に直接活用できる全国的な生計費調査は十分に整備されていません。

そのため、最低賃金法が求める「労働者の生計費」を把握するため、既存の生計費試算調査結果を活用することが必要です。

全労連と加盟組織は2015年以降、全国各地で最低生計費試算調査を実施してきました。現在までに29都道府県で調査が行われ、蓄積されたデータは5万人分を超えています。

この調査は、生活に必要な財やサービスを積み上げて生計費を算出する「マーケット・バスケット方式」を採用しています。同方式は、かつて生活保護基準の改定にも用いられた手法であり、最低限度の生活に必要な費用を科学的に測定する方法として広く活用されてきました。

また、最低生計費試算調査は単なる積み上げ方式ではありません。生活実態調査や持ち物財調査によって労働者の暮らしの実態を把握するとともに、地域住民や就労者による合意形成会議を通じて、地域社会で普通に暮らすために必要な財やサービスについて検証を重ねています。こうした手法により、地域住民の生活実態と社会的合意を反映した客観性の高い調査となっています。さらにこの調査は生計費調査を専門とする大学教授の協力・助言を得て実施されており、その信頼性と学術的妥当性も確保されています。

愛知地方最低賃金審議会では、最低生計費試算調査の結果が審議資料として提出され、参考資料として活用された実績があります。

◆最低生計費試算調査の結果について

調査では、若年単身労働者（25歳 単身・男性 ワンルームマンション・25㎡に居住という条件で試算）が地域社会のなかで普通に暮らすためには、月額27万～29万円程度（税・社会保険料を含む）が必要であることが明らかになっています。また、住居費や交通費の構成には違いがあるものの、生計費総額には大都市と地方で大きな差がないことも示されています。

例えば、宮崎県の最低生計費試算調査結果では、月150時間労働換算で時給1,892円（2026年6月時点）、東京都区部では時給1,900円（2025年5月時点）が必要との結果となっています。月150時間労働を試算の前提としているのは、祝日や正月休みなど常識的な労働時間によって算出するためです。ちなみに厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の年間平均総実労働時間は、平均1,620時間であり、月135時間となっています。

これらの結果は、最低賃金が若者の自立、家族形成、貧困の防止、地域間格差の是正に果たす役割を検討するうえで重要な知見を提供するものです。さらに、近年の急激な物価高騰が労働者の生活に与えている影響を具体的に把握する資料としても有効です。

よって中央最低賃金審議会に対し、以下を求めます。

【要請項目】

1. 最低賃金法第9条第2項が求める「労働者の生計費」を把握するため、全国29都道府県・5万人超の調査実績を有する全労連・最低生計費試算調査を、中央最低賃金審議会の目安審議における基礎資料として位置づけ、活用してください。
2. 全労連が実施する最低生計費試算調査の活用が困難であると判断する場合には、最低賃金法が定める「労働者の生計費」を客観的に把握するため、国の責任において継続的な生計費調査を実施し、その結果を審議資料として整備・提供すること。

【参考資料】別紙、全労連作成の最低生計費試算調査 総括表

最低生計費試算の 調査へのご協力を

この冊子には、「生活実態調査」と「持ち物財調査」の
2つの調査があります。

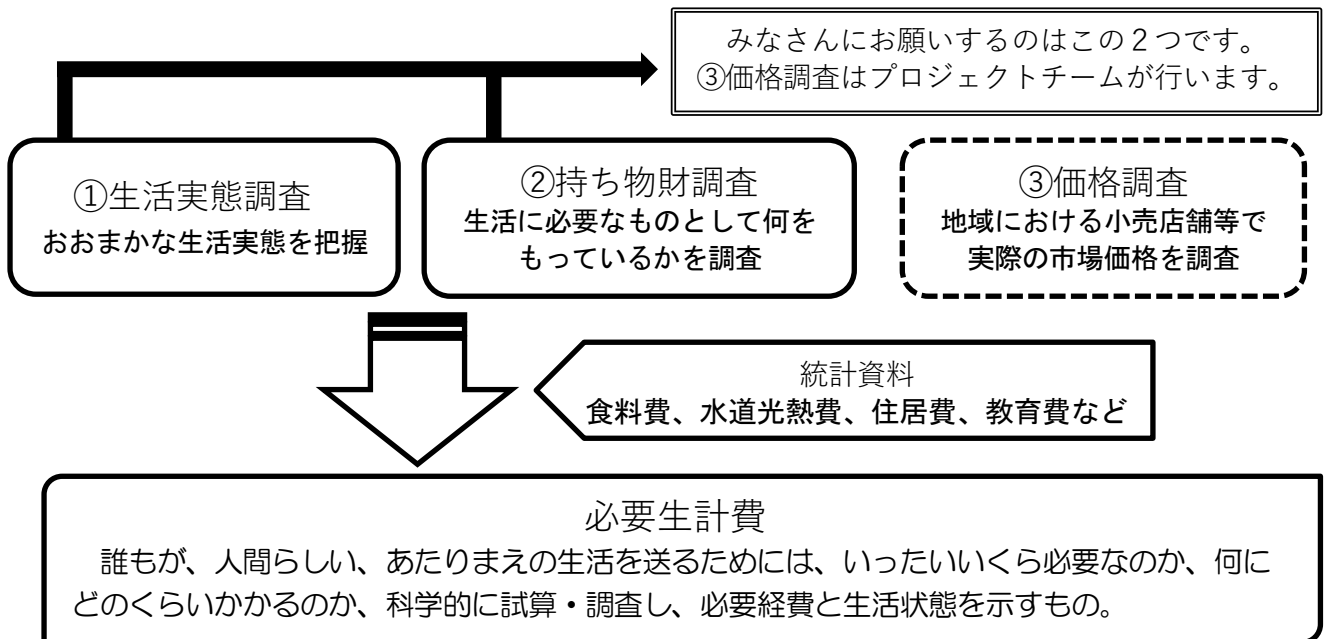
記入後は組合・団体の担当者にお渡しください。

回答の途中で悩まれることがありましたら、4 ペー
ジにありますQ & Aを参考にしてください。



群馬県労働組合会議

試算調査の流れ



●今回の最低生計費調査の目的

最低賃金を「今すぐ 1500 円以上に引上げ」を求める運動に取り組む
うで、群馬県で「健康で文化的な生活」をしていくために必要な
最低限の金額（時間給・年収）水準について、実際の生活実態を明
らかにしていき、どこで暮らしても生活にかかる費用は同じである
根拠と仲間の確信をつくることです。

●活用の具体例として

- ①最低賃金の水準、老齢基礎年金の水準として引き上げを求めてい
く運動に活用する。
- ②公務の初任給引き上げなど、公務・民間ともに賃金闘争の議論の
基礎として活用する。
- ③他県の調査と連動させ、最低賃金の格差是正を求めていくための
資料として活用する。

調査の概要

アンケートへの回答には、少し時間がかかります。お手間を取らせますが、群馬県における最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制の実現をめざす運動の根拠にするための調査で、反貧困運動・年金引き上げ運動・生活保護基準引き下げ反対運動・医療運動・障害者運動など春闘討議の素材にも使えるものです。ご協力を、よろしくお願いします。

生活と日本経済を立て直すには、賃金の底上げ、雇用の安定、均等待遇の確立が必要であり、消費者でもある私たちが「健康で文化的な最低限度の生活」を送るために必要な要求を実現させることが重要です。

では、「健康で文化的な最低限度の生活」とは、具体的にどのような暮らしぶりをするのでしょうか。価値観は多様化し、少子化、超高齢化社会がすすむ中で働き方の概念まで変えさせられたコロナ禍以降、ライフスタイルも変わってきています。誰もが人間らしい、当たり前前の生活を送るためにいったいいくら必要なのか。個人が、家族が1ヵ月、1年、暮らすのに何にどれくらいの費用がかかるのか。それらを科学的に試算・調査し、必要経費と生活状態を示すのが「最低生計費試算調査」です。

この調査を実施するためには、ご本人だけでなく、家計を共にする各世帯のご家族のみなさんの協力が欠かせません。暮らしを守るための運動に役立つ重要なデータを得るため、この「最低生計費」試算調査へのご協力を、よろしくお願いいたします。

1. 調査対象

すべての世帯を対象とします。

2. 最低生計費について

「最低生計費」とは、単なる「生命や肉体の維持」という水準ではなく、現代の「文化的な生活様式」を満たし得る最低限度の社会的再生産の水準です。現在ある住宅・教育などの社会的「生活基盤」や社会保障・社会福祉制度を前提として、その基礎の上に立った消費生活の必要最低限度の「基準」として決めていきます。

3. 調査方法

マーケットバスケット方式（全物量積み上げ方式）で試算を行います。これは、最低生計費の明示する消費生活の内容を、品目別に一つ一つ積み上げていく方法です。これによって最低生計費の内容を具体的に提示することとなり、その当・不当についてみんなで議論し、合意形成をはかることができます。

＜ 問い合わせ先 ＞

群馬県労働組合会議（県労会議）

担当：事務局長 小野里 TEL 027-221-2093

FAX 027-221-8509

記入にあたっての Q&A	
Q1	家族の場合、それぞれが回答するのですか。共働きなどで回答方法は異なりますか。家族それぞれが回答する場合、共有物（家、車など）はどのように回答しますか。
A1	同じ労働組合にご家族でいらっしゃる方もいます。生活実態の調査で、個人と世帯の回答をお願いしていますので、できれば共有物（家、車など）も含め、ご家族全員が、それぞれが回答してください。ご家族で協力してぜひ提出してください。
Q2	性別、年代を答えたくないのですが、空欄でもよろしいでしょうか
A2	この調査は、全国で取り組まれていますので、全国の調査項目に沿って設問をしています生活実態として、世代、世帯などが重要になりますので、できるだけご協力ください。
Q3	ダブルワークについての取り扱いは
A3	主たる生計費を稼いでいる仕事の方で回答してください。
Q4	食費などは聞かなくてもいいのですか
A4	食費の「家計調査」、水道光熱費及び通信費の「全国消費実態調査」、教育費の「子供の学習費調査」を使うことを予定していますので、必要ありません。
Q5	駐車場代について、持ち家ですが駐車場を借りている場合は記載が必要ですか
A5	駐車場代を支払っている場合は記入してください
Q6	持ち物財調査はどこまで数を数えなければいけないのでしょうか
A6	この調査は、全ての持ち物をさらけ出すことが目的ではありません。生活するうえで必要な数となります。タンスの肥やしとなっている「よそ行き」の衣類や食器棚の奥にあり日常使っていない食器などは数に含めなくてもよろしいです。ただし、生活に必要なものを聞いていますので、据え付けのガステーブルやエアコン等の数は必要となります。
Q7	ティッシュペーパーなど消耗品などの記入はどうすればいいですか
A7	1 カ月当たりの量を記入してください。年間で使用頻度が増減するものは年間使用量を 12 で割ったものを記入してください。記入欄に単位の記載があるものはそのようにお書きください。例えば、シャンプーが 2 ヶ月で 1 本分使えば、0.5 本と記載してください クッキングペーパーはロールタイプに換算して下さい 防虫剤は使用した個数をお書きください。 リンス・コンディショナーは〇本を単位にお願いします ヘアスプレー・クリームは〇本を単位にお願いします
Q8	持ち物財調査の空欄の部分には何を記入するのでしょうか
A8	該当しないもので、自由記入欄としています。
Q9	蛍光灯の傘(照明器具)と電球・蛍光灯の違いはどう考えればいいですか
A9	蛍光灯の傘は、借家で最初から設置されている場合はなし、自分で購入・設置しているものを記入してください。その他は、現在使用中の本数・個数を記入してください
Q10	辞書や辞典は頻繁に購入しませんがどう記入すればいいのでしょうか
A10	頻繁に購入しないものなので、ご自宅にある冊数をお書きください
Q11	単行本や文庫本の数え方は？
A11	ひと月に購入する冊数を記入してください
Q12	切り花も仏花も買いますが、量が違いますが、合計で記入してもいいですか
A12	結構です。購入回数でお書きください

生活実態調査

このアンケートは、最低生計費を算出するための基礎資料とするものです。12 ページ以降の「持ち物財調査」と合わせてお答えください。最低生計費の算定は、最低賃金要求や年金要求など、社会保障要求の基礎となるものです。記入された内容については、秘密を守り、調査の目的以外には使用いたしません。ありのままに回答をお願いします。

【記入上の注意】

年金で生活されている方、無職、失業中の方で、質問項目に該当しない場合には、「非該当」を選択してください。記入は、項目右の四角の枠内にご記入ください。

ダブルワーク・兼業などされている場合は、「主たる」仕事についてお答えください。

年金生活、請負、一人親方などの場合は、「賃金」を「所得」と読み替えてお書きください。

問0. あなたの居住地は？該当地域の数字をお書きください。

- | | |
|----|--|
| 番号 | |
|----|--|
1. 安中市 2. 伊勢崎市 3. 板倉町 4. 上野村 5. 邑楽町
 6. 大泉町 7. 太田市 8. 片品村 9. 川場村 10. 神流町
 11. 甘楽町 12. 桐生市 13. 草津町 14. 渋川市 15. 下仁田町
 16. 昭和村 17. 榛東村 18. 高崎市 19. 高山村 20. 館林市 21. 玉村町
 22. 千代田町 23. 嬬恋村 24. 富岡市 25. 中之条町 26. 長野原町 27. 南牧村
 28. 沼田市 29. 前橋市 30. 東吾妻町 31. 藤岡市 32. みどり市 33. みなかみ町
 34. 明和町 35. 吉岡町

調査項目

I 最初に、あなたの現在のお仕事についてうかがいます。

問1. あなたの雇用形態は（1つだけ）。

1. 正規職員・従業員 2. 臨時社員・職員 3. 非常勤社員・職員
4. 派遣社員 5. 嘱託社員 6. 契約・登録社員 7. アルバイト
8. 常勤パート（週30時間以上） 9. 短時間パート（週30時間未満）
10. 個人請負 11. 再任用（再雇用） 12. 失業中 12. 無職
13. その他（ ）

問1

--

問2. あなたの今の会社の勤続年数は何年ですか？

1. 5年未満 2. 5年以上～10年未満 3. 10年以上～15年未満
4. 15年以上～20年未満 5. 20年以上～25年未満
6. 25年以上～30年未満 7. 30年以上～35年未満
8. 35年以上～40年未満 9. 40年以上～

問2

--

問3. あなたの勤務先の業種は次のどれですか（1つだけ）。

1. 建設 2. 機械関連製造 3. 材関連製造（木材、紙、プラスチック
窯業、金属） 4. 消費関連製造（食品、衣服、家具、出版・印刷、皮革）
5. 運輸 6. 通信 7. 電気・ガス・水道・熱供給 8. 卸・小売・飲食業
9. 金融・保険・不動産業 10. 医療 11. 福祉 12. 教育
13. その他のサービス業 14. 国家公務員 15. 地方公務員
16. その他（ ） 17. 非該当（年金生活者、無職、失業中）

問 3

11

問4. あなたの勤務先での仕事の内容は次のどれですか（1つだけ）。

1. 現業・技術職（加工・組立・検査・機械操作・建設職人など）
2. 運輸職（各種交通・運輸機械運転手・教習所指導員など）
3. 事務職（事務系のデスクワーク中心）
4. 営業・販売職・サービス職
5. 専門・技術職①（研究・開発、設計、情報処理）
6. 専門・技術職②（薬剤師、看護師、栄養士、保育士、教員等の資格職）
7. 保安・警備
8. 農林漁業職
9. その他（ ）
10. 非該当（年金生活者、無職、失業中）

問4

11

問5. あなたの1か月の賃金（残業・税・保険料込み額面）は、どれくらいですか（1つだけ）。

1. 10 万円未満 2. 10～15 万円未満 3. 15～20 万円未満
4. 20～25 万円未満 5. 25～30 万円未満 6. 30～35 万円未満
7. 35～40 万円未満 8. 40～45 万円未満 9. 45～50 万円未満
10. 50～60 万円未満 11. 60～70 万円未満 12. 70 万円以上
13. 非該当

問5

11

問6. あなたの世帯の年間の収入（税・保険料込みで）はどれくらいですか（1つだけ）。

1. 50 万円未満
2. 50 万～100 万円未満
3. 100 万～150 万円未満
4. 150 万～200 万円未満
5. 200 万～250 万円未満
6. 250 万～300 万円未満
7. 300 万～350 万円未満
8. 350 万～400 万円未満
9. 400 万～450 万円未満
10. 450 万～500 万円未満
11. 500 万～600 万円未満
12. 600 万～700 万円未満
13. 700 万～800 万円未満
14. 800 万～900 万円未満
15. 900 万～1000 万円未満
16. 1000 万円以上

問 6

11

Ⅱ あなたの性別や年齢、家族などについてうかがいます。

問 7

11

問7. あなたの性別は。

1. 男性 2. 女性 3. その他 4. 答えない

問 8. あなたの年齢は次のどれですか (1 つだけ)。

1. 20 歳未満 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代
5. 50 歳代 6. 60 歳代 7. 70 歳以上

問 8

11

問9. あなたの世帯構成は（1つだけ）

1. 独居
2. あなたと親
3. あなたと親と兄弟
4. あなたと親と兄弟（姉妹）夫婦
5. あなたと友達や兄弟（姉妹）
6. あなた夫婦のみ
7. あなた夫婦と未婚子
8. あなたと未婚子
9. あなた夫婦と未婚子と親
10. あなた夫婦と親
11. あなた夫婦と親夫婦
12. あなた夫婦と子ども夫婦と孫
13. その他（ ）

問9

問10. あなたが住んでいる住宅は、次のどれですか（1つだけ）。

1. 一戸建て持家
2. マンション持家
3. 一戸建て借家
4. マンション・アパート借家
5. 公営住宅
6. 社宅・官舎
7. 公団・公社の賃貸住宅
8. その他（ ）

問10

問11. 借家・賃貸の場合、家賃は月額どれくらいですか。

- ・家賃 月（ ）万（ ）千円
- ・駐車場代 月（ ）万（ ）千円
（ ）カ所
- ・共益費 月（ ）千円
- ・更新料（1年、2年で） 月（ ）万（ ）千円
- ・自治会費 年間（ ）円

問11

家賃	万	千円
駐車場代	万	千円
		カ所
共益費	万	千円
更新料	万	千円
自治会費	万	千円

Ⅲ あなたの日常生活についてうかがいます。

問12. 昼食は主にどうしていますか（1つだけ）。

1. 家から弁当持参
2. 家で食べる
3. 弁当やパンなどを買って職場で食べる
4. 職場の給食を食べる
5. 職場の食堂で食べる
6. 職場外の食堂や喫茶店、出前等を利用する
7. 昼食はとらない

問12

*外食の場合の昼食代は 1回平均（ ）円

昼食代

円

問13. あなたは休日（余暇）をどのように過ごしていますか（3つまで）。

1. 自宅で休養
2. 日帰りの行楽（ハイキング、ドライブ、遊園地など）
3. ショッピング
4. 家事や育児
5. 介護や看護
6. 親戚づきあい
7. 社会活動（平和・組合・地域活動を含む）
8. 友人・知人との交際
9. 一泊以上の旅行
10. 読書
11. スポーツなど体力づくり
12. 映画館で映画鑑賞
13. ゲーム（オンライン含む）
14. テレビ・ビデオなど動画視聴
15. 園芸・野菜づくり
16. けいこ事
17. 英会話等の自己啓発
18. その他の趣味・活動（ ）
19. 持ち帰り残業
20. 兼業・副業
21. 特に何もしない

問13

問 14. あなたは（プライベート）で、休日にお酒、お茶、会食に行きますか（1つだけ）。

1. ほとんどない 2. 月に1～2回程度 3. 月に3～4回程度
4. 週に1～2回程度 5. ほとんど毎日

問 14

--

*お酒・お茶・会食代は 1回平均（ ）円

1回平均

	円
--	---

問 15. あなたは例年、月に何回くらい日帰りの行楽をしますか（1つだけ）。

1. 0回 2. 1回 3. 2回 4. 3回 5. 4回 6. 5回
7. 6回 8. 7回 9. 8回 10. 9回 11. 10回以上

問 15

--

*1回平均して（ ）円

1回平均

	円
--	---

問 16. あなたは例年、年に何回くらい一泊以上の旅行をしますか（1つだけ）。

1. 0回 2. 1回 3. 2回 4. 3回 5. 4回 6. 5回
7. 6回 8. 7回 9. 8回 10. 9回 11. 10回以上

問 16

--

*1回平均して（ ）円

1回平均

	円
--	---

問 17. 自宅から職場までの主な交通手段は何ですか（1つだけ）。

1. 徒歩 2. 自転車 3. 自家用車 4. バイク
5. 公共交通機関（電車・バス等） 6. その他（ ）
7. 非該当

問 17

--

問 18. あなたは自家用車を持っていますか。

- ①自分の車を保有している。 ②親保有の車に乗っている。
③レンタルの車に乗っている。 ④免許は持っているが、車は持っていない。
⑤車の免許を持っていない。

問 18

--

問 19. あなたの世帯では自家用車・バイクのガソリン代、駐車料金、高速代 は
月額どれくらいになりますか。

問 19

①ガソリン代 月（ ）万（ ）千円

ガソリン代（月）

万	千円
---	----

②駐車料金 月（ ）万（ ）千円

駐車料金（月）

万	千円
---	----

③高速代 月（ ）万（ ）千円

高速代（月）

万	千円
---	----

問 20. 自家用車・バイクがある場合、主に何に利用していますか（2つまで）。

1. 通勤 2. 買物 3. 病院などへの通院 4. 子どもの送迎
5. ドライブ・娯楽 6. 仕事 7. その他（ ）
8. 持っていない

問 20

問 21. あなたは自家用車が必要だと思いますか。

1. 生活の必需品 2. あれば便利 3. なければいい
4. なくてもよい

問 21

問 22. あなたは下着を購入する場合、主にどんなお店を利用しますか（1つだけ）。

1. 近くの商店・地元スーパー 2. コンビニ 3. ディスカウントショップ
4. 大手スーパー・量販店 5. 百貨店 6. 生協 7. 専門店
8. 通信・ネット販売 9. 百元ショップ 10. その他（ ）

問 22

問 23. あなたは下着以外の洋服などを購入する場合、主にどんなお店を利用しますか（1つだけ）。

1. 近くの商店・地元スーパー 2. コンビニ 3. ディスカウントショップ
4. 大手スーパー・量販店 5. 百貨店 6. 生協 7. 専門店
8. 通信・ネット販売 9. 百元ショップ 10. その他（ ）

問 23

問 24. あなたは電化製品など耐久財を購入するのは、主にはどんなお店ですか（1つだけ）。

1. 近くの商店・地元スーパー 2. コンビニ 3. ディスカウントショップ
4. 大手スーパー・量販店 5. 百貨店 6. 生協 7. 専門店
8. 通信・ネット販売 9. 百元ショップ 10. その他（ ）

問 24

問 25. あなたは家庭雑貨を購入するのは、主にはどんなお店ですか（1つだけ）。

1. 近くの商店・地元スーパー 2. コンビニ 3. ディスカウントショップ
4. 大手スーパー・量販店 5. 百貨店 6. 生協 7. 専門店
8. 通信・ネット販売 9. 百元ショップ 10. その他（ ）

問 25

問 26. あなたは、親せきや友人の結婚式やお葬式・法事に参加していますか（1つだけ）。

1. ほとんど参加している 2. 他の費目を節約して参加している
3. 参加したいが経済的に無理な場合がある 4. 最近はほとんど呼ばれる
ことがない 5. 参加しないことにしている 6. その他（ ）

問 26

問 27. この一年間で、結婚式やお葬式・法事に世帯として使った金額はいくら
ですか（金額をご記入ください）。

問 27

万	千円
---	----

問 28. この一年間で、忘年会や新年会、歓送迎会等に世帯として使った金額は
いくらですか（金額をご記入ください）。

問 28

万	千円
---	----

問 29. あなたは、盆暮れのお中元やお歳暮を、親戚やお世話になった人などに送っていますか。

1. 毎年決まって送っている 2. かなり無理をしても送っている
3. 送ってくれる人だけに送っている 4. できるだけ送るようにしているが
最近減らしている 5. 送りたいが経済的に無理がある
6. 送らないことにしている 7. その他（ ）

問 29

問 30. 昨年、お中元やお歳暮などを 1 軒あたり送料込みで、平均いくらぐらいで贈りましたか（合計の送り軒数もお答えください）。

1. 1,000 円未満 2. 1,000 円台 3. 2,000 円台
4. 3,000 円台 5. 4,000 円台 6. 5,000 円以上

問 30

合計（年）

軒

問 31. 昨年、友人・恋人・家族・親戚などへのプレゼント、見舞金、せん別、お年玉などいくらぐらいかかりましたか。

問 31

プレゼント代（年）

万

千円

問 32. あなたの世帯で医療費（病院での窓口負担や医薬品の購入費）は、月額どれくらいですか。

問 32

医療費（月）

万

千円

問 33. あなたの世帯で介護サービスを利用していますか。月額どれくらいですか。

1. している 2. していない

問 34

問 33

介護サービス（月）

万

千円

問 34. あなたは年間、散髪・理容にいくら使っていますか。

問 34

散髪・理容（年）

回/1 回

円

問 35. あなたが 1 ヶ月に書籍や雑誌、音楽を購入しますか。
（デジタルコンテンツを含む）

問 35-①

- ① 1. 購入する 2. 購入しない

- ② 購入する場合、その費用はいくらですか。

問 35-②

書籍（月）

万

千円

問 36. あなたはサブスクリプション（定額料金を払って商品やサービスを受けること）を利用していますか。

問 36-①

- ① 1. 利用している 2. 利用していない

- ② 1 ヶ月に使う費用はどれくらいですか。

問 36-②

サブスク（月）

万

千円

問 37. あなた、または、あなたの子どもの奨学金を返済していますか。

問 37-①

- ① 1. 返済している 2. 返済していない

- ② 返済している場合、月いくらくらいですか。

問 37-②

奨学金（月）

万

千円

問 38. 現在の暮らしについてどう感じていますか（1つだけ）。

問 38

1. 苦しい 2. やや苦しい 3. 普通 4. ややゆとりがある
5. ゆとりがある

10

問 39. あなたが特に現在「負担に思っている」家計支出は何ですか（3つまで）。

1. 食費 2. 家賃・地代 3. 水道・ガス・電気料金 4. 電話代（携帯含む）
5. 自家用車・バイク代 6. 被服費 7. 保険・医療費 8. 教育費
9. 教養娯楽費 10. 交際費 11. 税金 12. 社会保険料
13. 生命保険など民間保険掛金 14. ローン・借金返済 15. 介護サービス
16. その他（ ） 17. 特にない

問 39

IV あなたの地域での生活についてうかがいます。

問 40. あなたの近所づきあいの程度は次のどれですか（主なものを1つ）。

1. ほとんど顔を合わせない、または合わせても素通りする
2. あいさつ程度
3. 顔を合わせれば立ち話程度はする
4. 留守の時、声をかけ合い、小包を預かったりする
5. 一緒に何かをしたり、どこかへ行くことがある
6. 自宅または先方の家で話し込む
7. 物や金の貸し借りをすることがある
8. その他 ()

問 40

問 41. あなたの地域などで参加している社会活動は何ですか (あてはまるものすべて)。

問 41

1. 町内会・自治会 2. 地域女性会 3. 農協 4. P T A
5. 青少年活動の育成（子ども会など） 6. 保育・学童保育（保護者会）
7. 子育てサロン 8. 子どものための文化活動（地域文庫・子ども劇場など）
9. 公民館活動 10. 地域のボランティア活動 11. 消費者運動（生協など）
12. 障がい者運動（手話・点字・朗読奉仕など） 13. スポーツ団体・クラブ活動
14. 平和運動などの社会活動 15. 教養・趣味・娯楽のサークル
16. その他（ ） 17. 特にない

最後に、仕事や暮らしのことで、あなたの要望をお聞かせください（どんなことでも、自由にお書きください）

持ち物財調査

次ページからも調査が続きます。

引き続きご協力をお願いします

記入方法

① 自分の世帯で持っている物には「○印」をつけてください。持っていないものは「空欄」のままで結構です。

② 「○印」をつけた物については、その持っている数を記入してください。

＊消耗品は「1 ヲ月の消費量」で記載ください。2 ヲ月で1 本使用する場合は「0.5」とお書きください。1 年で1 本使用する場合は同様に「0.08」とお書きください。

この調査では、厳密さよりも「ある、ない」が重要です。

普段使用している数量など、「おおよその所有数」（おおむね 2 年以上使っていないものは除く）を悩まずお書きください。

記入例 ➡

品目		数量
1 設備機器		
○	1	温水洗浄便座
		1

○印を付ける ⇒

⇐ 数字を入れる

品目		数量
1 設備機器		
1	温水洗浄便座	
2 家事用耐久財		
1	電子・ガスレンジ	
2	炊飯器	
3	電気冷蔵庫	
4	電気掃除機	
5	電気洗濯機	
6	ガステーブル・IHテーブル	
7	カセットコンロ	
8	トースター	
9	電気アイロン	
10	電気ポット	
11	ホットプレート	
12	ミシン	
3 冷暖房用機器		
1	ルームエアコン	
2	電気ストーブ	
3	石油ストーブ	
4	ガスストーブ	
5	電気こたつ	
6	ファンヒーター	
7	ホットカーペット	

品目		数量
8	扇風機	
9	加湿器	
10	除湿機	
4 居間・寝室用家具		
1	整理ダンス (作り付け除く)	
2	洋服ダンス (作り付け除く)	
3	シングルベッド	
4	セミダブル・ダブルベッド	
5	ガーボックス(ラック)	
5 応接・書斎用家具		
1	ソファ	
2	座り机(ちゃぶ台)	
3	腰掛机・学習机 (椅子含む)	
4	本箱・本棚	
6 食堂用家具		
1	食器戸棚	
2	洋式食卓セット (椅子含む)	
7 室内装飾品		
1	掛(柱)時計	

品目		数量
2	目覚まし時計	
3	照明器具 (蛍光灯の傘)	
4	電気スタンド	
5	カーペット	
6	カーテン	
7	座布団	
8	こたつ布団・カバー	
9	花瓶	
8 寝具類		
1	敷布団	
2	シーツ	
3	掛け布団	
4	ふとんカバー	
5	タオルケット	
6	毛布	
7	まくら	
8	まくらカバー	
9 家事雑貨		
茶わん類		
1	ごはん茶わん	
2	湯のみ茶わん	
3	蒸し茶わん	

品目			数量
4	どんぶり		
5	コーヒーカップ		
6	マグカップ		
7	吸い物わん		
洋皿類			
8	スープ、ケーキ、果物、 グラタン等合わせて		
和皿類			
9	大きな皿・鉢		
10	小さな皿・鉢		
グラス類			
11	コップ		
スプーン・ナイフ類			
12	スプーン		
13	フォーク		
14	ナイフ		
容器			
15	水筒（タンブラー）		
16	きゅうす		
17	砂糖入れ		
18	しょうゆ差し		
19	弁当箱（ランヂャー）		
20	タッパー		
盆			
21	盆		
なべ・釜類			
22	なべ		
23	フライパン		

品目			数量
24	やかん		
調理用容器			
25	米びつ		
26	洗いおけ		
27	水切りかご・ざる		
28	ボール		
その他台所用品			
29	台所用はかり		
30	包丁・ナイフ		
31	まな板		
32	すり鉢・すりこぎ		
33	たわし		
34	スポンジ		
35	おろし器		
36	ふきんかけ		
37	はし・菜ばし		
38	しゃもじ		
39	ふきん		
40	フライ返し		
41	泡立て器		
洗濯・掃除用具			
42	物干しざお		
43	ポリバケツ		
44	くずかご		
45	洗濯用バケツ・かご		
46	ホース		
タオル類			
47	タオル		

品目			数量
48	バスタオル		
電球・蛍光灯			
49	電球		
50	蛍光灯		
裁縫用具			
51	裁縫箱		
52	裁ちばさみ		
53	アイロン台		
家庭用工具			
54	ドライバー		
55	のこぎり		
56	金づち		
57	空気入れ		
58	じょうろ		
59	鉢・プランター		
その他			
60	玄関マット		
61	懐中電灯		
62	傘立て		
63	スコップ		
64	バスマット		
65	洗面器		
10 家事用消耗品			1か月の量
1	ポリ袋（枚）		
2	ラップ（本）		
3	ティッシュペーパー（箱）		
4	トイレットペーパー（ロール）		

品目			数量
5	台所洗剤（本）		
6	トイレ用洗剤（本）		
7	住宅用洗剤（本）		
8	洗濯洗剤（本・個）		
9	漂白剤（本）		
10	防虫剤（個）		
11	殺虫剤（本）		
12	トイレ芳香剤（個）		
11 被服・履物			
男子・和服			
1	着物		
2	ゆかた		
男子・洋服			
3	背広		
4	礼服		
5	オーバーコート		
6	レインコート		
7	ジャケット（替上着）		
8	チパン・ジーンズ		
9	半ズボン		
10	パーカー		
11	ワイシャツ		
12	長袖シャツ		
13	半袖シャツ		
14	ポロシャツ		
15	セーター・カーディガン		
男子・下着類			
16	肌着シャツ（夏）		

品目			数量
17	肌着シャツ（冬）		
18	Tシャツ		
19	ジャージ		
20	トレーナー		
21	パンツ		
22	ｽﾃｯｺ（ズボン下）		
23	パジャマ（夏）		
24	パジャマ（冬）		
男子・はきもの			
25	スリッパ		
26	サンダル		
27	靴		
28	長靴		
29	運動靴・スニーカー		
男子・その他の被服			
30	靴下		
31	手袋		
32	ネクタイ		
33	マフラー・スカーフ		
34	バンド・ベルト		
女子・和服			
35	喪服一式		
36	訪問着		
37	着物		
38	ゆかた		
女子・洋服			
39	フォーマルドレス		
40	ワンピース		

品目			数量
41	オーバーコート		
42	レインコート		
43	ジャケット		
44	スカート		
45	スラックス		
46	ジャンパー		
女子・シャツ、セーター類			
47	ブラウス		
48	Tシャツ・ﾎﾛｰｼｬﾂ		
49	長袖・半袖ｼｬﾂ		
50	セーター・ｶｰﾃﾞｻﾞﾝ		
女子・下着類			
51	ショーツ		
52	ブラジャー		
53	肌着・ｷｬﾐｿｰﾙ（夏）		
54	肌着・ｷｬﾐｿｰﾙ（冬）		
55	パジャマ（夏）		
56	パジャマ（冬）		
57	ジャージ		
58	ﾄﾚﾅｰ・ｽﾈｰﾄ		
女子・はきもの			
59	スリッパ		
60	サンダル		
61	靴・ブーツ		
62	長靴		
63	運動靴・スニーカー		
64	こま下駄・草履		
女子・その他被服			

品目		数量
65	パンティストッキング	
66	靴下	
67	マフラー・スカーフ	
68	手袋	
69	ベルト	

12 身の回り用品

1	傘	
2	雨がっぱ	
3	旅行用スーツケース	
4	ショルダーバッグ（男）	
5	ショルダーバッグ（女）	
6	ハンドバッグ	
7	ショッピングバッグ	
8	リュックサック・デイベッグ	
9	財布	
10	腕時計（男性用）	
11	腕時計（女性用）	
12	指輪	
13	ネックレス	
14	イヤリング・ピアス	
15	帽子	
16	ハンカチ	
17	エプロン	

13 教養娯楽用耐久財

1	カラーテレビ	
2	ラジオ	
3	ラジカセ	
4	DVD（BD）プレイヤー	

品目		数量
5	HDD レコーダー	
6	携帯音楽プレイヤー	
7	カメラ・デジカメ	
8	ビデオカメラ	
9	プリンター	
10	パソコン（デスクトップ）	
11	パソコン（ノート）	

14 書籍・他の刊行物

1	日刊新聞	
2	書籍（月購入冊数）	

15 教養娯楽用品

スポーツ用品		数量
1	水着（男性用）	
2	水着（女性用）	
その他の用品		数量
3	テレビゲーム機	
4	携帯ゲーム機	
5	ゲームソフト	
6	USB メモリー	
7	切り花（月の購入額）	

16 交通用具

1	軽自動車 （660cc 以下）	
2	小型自動車 （661～2000cc）	
3	普通自動車 （2000cc 以上）	

品目		数量
4	バイク（125cc 以上）	
5	ミニバイク（～125cc）	
6	自転車	
7	ヘルメット	

17 理美容用品 （消耗品については1か月の量）

1	ヘアドライヤー	
2	電気カミソリ	
3	歯ブラシ（本）	
4	ヘアブラシ	
5	カミソリ（個）	
6	化粧石鹸（個）	
7	シャンプー（本）	
8	リンス・トリートメント（本）	
9	ボディーシャンプー（本）	
10	歯磨き粉（本）	
11	化粧クリーム（個）	
12	化粧水（本）	
13	口紅（本）	
14	乳液（本）	
15	ファンデーション（個）	

18 保険医療用品・器具

1	体重計	
2	血圧計	
3	救急箱・救急セット	

以上で終了です。
ご協力ありがとうございました。

